



インターネット通信販売の落とし穴 ～注文前に利用条件等をしっかり確認しましょう～

事例①

「初回無料」の商品をお試しと思い注文したら、4回の定期購入が条件で、無料なのは1回目だけだった。ホームページには定期購入との記載はあったが、注文時は気付かなかった。2回目に届いた商品はまだ未開封で4回も必要ないのでクーリング・オフしたい。

事例②

インターネットで布団カバーを注文したつもりが、間違って布団を注文していた。事業者の商品を間違えて注文したので交換して欲しいと連絡したが、返品・交換は受け付けないと言われた。

事例③

インターネットでスニーカーを注文したが、化粧ポーチが届いた。ホームページに記載されている事業者の問い合わせメールアドレスに連絡はしているが返信がなく、電話番号や住所は記載されていないのでわからない。



アドバイス

通信販売は、クーリング・オフの対象外です!

事例①②のように「定期購入が初回無料の条件だったことに気付かなかった」、「間違えて注文してしまった」場合でも、通信販売はクーリング・オフが適用されないため、事業者が利用条件や返品・交換に関するルールを設けている場合は、そのルールに従うことになります。注文前には、必ず購入条件や返品特約を確認し、商品を選択する際も選んだ商品・個数に間違いはないかをしっかりと確認することが大切です。

詐欺的なサイトに注意しましょう!

事例③のように「全く違う商品が届いた」や「代金を支払ったのに商品が届かない」というトラブルがあります。事業者の住所・電話番号の記載がない、支払方法が個人名義の銀行振込のみのサイトの利用は控えましょう。



多発しています!

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。絶対に業者には連絡をしないでください!



美容医療サービスを受け体調不良に ～施術前に十分な説明を求め、契約は慎重に～

美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。施術後に身体に不調を感じることがあります。相談された事例とアドバイスをご紹介します。

身体危害のある相談事例

事例①

電話で、美容外科にレーザー脱毛について問い合わせた。『施術中にチクチクするくらいの痛みがある』と言われたが、リスクについてはほとんど説明がなかった。

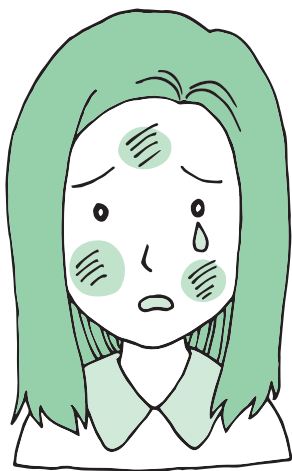
施術中は少し痛かったが、事前に説明があったので我慢していた。施術後赤く腫れあがり痛くて耐えられなかったので、翌日美容外科を受診して塗り薬をもらった。

しかし、症状が改善しないので往診を依頼したが対応してくれない。

事例②

ネット広告を見て二重まぶたの相談のため美容外科に行った。肌の毛穴も気になっていたため相談をしたところ、ケミカルピーリングと針のついたローラーを肌の上で転がす施術を勧められ、その場で契約をしてしまった。

施術後、顔が真っ赤に腫れあがり非常にかゆくなったので、解約を申し出たが、返金額が少なく納得できない。



アドバイス

- ① 広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術効果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断しましょう。
- ② 説明や料金に納得できなかったり、施術に不安を感じたりしたら、その場で契約してはいけません。
- ③ 痛みや腫れが取れない場合は、速やかに医療機関の判断を受けましょう。
- ④ 困ったらすぐに消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）9時から17時
第2・4土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料
秘密厳守

